

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号。以下「法」という。）第24条第1項第14号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第3号の規定に基づき、下記事項に係る法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の2の規定に基づき、次の飼料添加物の安全性についての確認を行うこと

Trichoderma reesei RF5427株を利用して生産されたキシラナーゼ



Trichoderma reesei RF5427 株を利用して生産されたキシラナーゼに係る 食品健康影響評価について

1. 趣旨

「*Trichoderma reesei* RF5427株を利用して生産されたキシラナーゼ」については、令和4年6月29日付けでAB Agri Limited. から組換えDNA技術応用飼料添加物の安全性確認の申請があったことから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第14号等の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼品目の概要

本品目は、*Trichoderma reesei* RH7004/RF4847 株を宿主とし、*Nonomuraea flexuosa* 由来の *am24* 遺伝子を導入することにより、キシラナーゼの生産効率を高めた *Trichoderma reesei* RF5427 株によって生産される。

3. 酵素の機能

本申請品目は、既存のキシラナーゼと利用目的や利用方法に関して相違は無い。なお、キシラナーゼは飼料中の繊維成分の代謝効率を高めるため、家きん及び豚の飼料に添加して利用される。

4. 利用目的及び利用方法

キシラナーゼは、飼料中に含まれるキシランの分解を触媒する。

5. 海外の状況

本品目は、EU、米国、カナダ、オーストラリア・ニュージーランド等において承認、販売されている。

6. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、官庁報告等の手続きを進める。